



熊本県公報

第 1 1 9 2 9 号
平成 22 年 7 月 30 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 規 則 | |
| ○熊本県会計規則の一部を改正する規則 | (会計課) 1 |
| ○保安林の指定 | (森林保全課) 1 |
| ○指定居宅介護支援事業者の指定 | (高齢者支援課) 2 |
| ○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧 | (天草町加入区) (団体支援総室) 2 |
| ○公有水面埋立免許の出願 | (漁港漁場整備課) 2 |
| ○保安林の指定に関する予定 | (森林保全課) 3 |
| ○保安林の指定に関する予定 | (//) 3 |
| ○保安林の指定に関する予定 | (//) 4 |
| ○保安林の指定に関する予定 | (//) 4 |
| ○保安林の指定に関する予定 | (//) 4 |
| ○道路の区域変更 | (道路保全課) 5 |
| ○道路の供用開始 | (//) 6 |
| 公 告 | |
| ○本渡都市計画市場の変更(天草市決定) | (都市計画課) 6 |
| ○県営土地改良事業計画の決定 | (農村計画・技術管理課) 6 |
| ○都市計画法による開発行為工事完了公告 | (建築課) 6 |
| ○卸売市場に関するアンケート調査等業務委託 | (団体支援総室) 7 |
| ○肥料登録有効期間更新 | (農業技術課) 8 |
| 登 載 依 頼 | |
| ○平成22年度第1回熊本県私立学校審議会の開催 | (熊本県私立学校審議会) 8 |
| ○熊本県ひとり親家庭等応援事業推進委員会の開催 | (熊本県ひとり親家庭等応援事業推進委員会) 9 |

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 22 年 7 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 4 6 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則
熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)の一部を次のように改正する。
第39条第14号中「児童手当」の次に「及び子ども手当」を加える。
第40条第2項中「及び児童手当」を「、児童手当及び子ども手当」に改める。
別表第1の3の項中「荒尾養護学校」を「荒尾養護学校 玉名高等学校附属中学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の3の項の改正規定は、平成22年8月1日から施行する。

告 示

熊本県告示第 7 5 9 号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成 22 年 7 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字柿川原3404番、3406番1、河浦町崎津字月ヶ浦912番、913番、919番1、919番2、945番、947番、

948番、951番1、956番、957番、960番、961番、963番、963番2、964番、965番、字浅り山1073番、1075番、1076番、1077番2、1082番、字中ノ迫1085番、1087番1、1089番、1090番2、1091番1、1092番1、1093番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字月ヶ浦956番・960番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第760号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
 平成22年7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|-----------------------------|--------------|-----------|
| 悠和居宅介護支援事業所 熊本市出水二丁目5番8号 | 悠和ケアサポート株式会社 | 平成22年8月1日 |

熊本県告示第761号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
 平成22年7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 加入区
天草町加入区
- 発起人の住所及び氏名
 天草市天草町高浜南5770番地 川崎 幸夫
 天草市天草町大江347番地9 唐田 順也
 天草市天草町下田北1248番地 豊田 安喜
- 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
天草漁業協同組合
- 縦覧期間
平成22年7月30日から平成22年8月13日まで
- 縦覧場所
天草漁業協同組合

熊本県告示第762号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第2項の規定により公有水面埋立ての出願があったので、同法第3条第1項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。
 なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。
 平成22年7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 出願者の住所及び氏名
八代市松江城町1番25号 二見漁港管理者 八代市
- 埋立区域
 (1)位置
八代市二見洲口町字明神田1066、1066の1、1065の1、1064の1に隣接介在する公共空地地先公有水面
 (2)区域
次の①の地点から⑧の地点までを順次直線で結んだ線及び⑧の地点と①の地点と結ぶ平成21年春分の日における満潮位(DL+3.84メートル)の公有水面と

陸地との境界線により囲まれた区域
 ①の地点 五反田三等三角点（北緯32度24分35.1367秒、東経130度32分44.9024秒）から 11度45分59秒 542.544メートルの地点
 ②の地点 ①の地点から 201度36分47秒 8.300メートルの地点
 ③の地点 ②の地点から 111度36分39秒 4.800メートルの地点
 ④の地点 ③の地点から 201度36分29秒 34.900メートルの地点
 ⑤の地点 ④の地点から 291度35分59秒 4.800メートルの地点
 ⑥の地点 ⑤の地点から 201度36分27秒 6.800メートルの地点
 ⑦の地点 ⑥の地点から 291度36分26秒 10.080メートルの地点
 ⑧の地点 ⑦の地点から 201度36分26秒 11.006メートルの地点
 (3)面積
 892.67平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1)位置

八代市二見洲口町字明神田1066、1066の1、1065の1、1064の1に隣接介在する公共空地地先公有水面

(2)区域

次の㊸の地点から㊹の地点までを順次直線で結んだ線及び㊹の地点と㊸の地点を結ぶ平成21年春分の日における満潮位（DL+3.84メートル）の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

㊸の地点 五反田三等三角点（北緯32度24分35.1367秒、東経130度32分44.9024秒）から 9度41分57秒 546.319メートルの地点
 ㊹の地点 ㊸の地点から 201度36分25秒 43.201メートルの地点
 ㊺の地点 ㊹の地点から 291度36分26秒 20.000メートルの地点
 ㊻の地点 ㊺の地点から 201度36分32秒 17.786メートルの地点
 ㊼の地点 ㊻の地点から 111度38分51秒 43.500メートルの地点
 ㊽の地点 ㊼の地点から 21度36分29秒 5.719メートルの地点
 ㊾の地点 ㊽の地点から 53度05分32秒 14.186メートルの地点
 ㊿の地点 ㊾の地点から 111度35分16秒 1.892メートルの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から 21度35分59秒 3.007メートルの地点

(3)面積

2,538.09平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 関係書類の縦覧場所

熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び八代市農林水産部水産林務課

6 縦覧期間

告示の日から起算して3週間

熊本県告示第763号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市菊鹿町池永字志水860番、863番

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字志水860番・863番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第764号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成22年7月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市南宮原字村上300番1、310番、313番、315番、316番、318番から320番まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字村上319番、300番1・310番・313番・315番・316番・318番・320番（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第765号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年7月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字下城字鍋倉4021番、字白岩4111番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字白岩4111番2（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第766号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年7月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町柚木字小谷687番、709番、711番、722番、745番、748番、749番、字脇ノ迫884番、887番から889番まで、891番、字小谷686番・710番・750番から753番まで・字脇ノ迫885番・886番（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小谷686番・687番・709番から711番まで・722番・745番・749番・750番・752番・753番・字脇ノ迫884番から889番まで・891番（以上18筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第767号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成22年7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町崎津字中ノ迫1118番、1120番、1122番、1128番1、1130番、1132番、1134番、1136番1、1136番2、1149番1、1153番、1154番1、1154番4、1159番1、1159番2、1163番、1165番、1173番、1173番2、1173番5、1180番、1182番、1184番、1186番、1187番、1189番、字登り立1190番、1192番、1193番、1196番2、1201番、1204番3から1204番5まで、1204番7、1205番3、1207番2、1213番、1215番、1216番、1218番、1218番2、1219番、1221番、1224番、1226番、1231番、1237番、1238番、1238番2、1243番、1244番、1247番、1249番、1250番1、1250番4、1252番1、1252番4、1253番、字向江山1255番、1256番、1256番1、1256番2、1260番から1265番まで、1265番2、1273番1、1274番、1275番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中ノ迫1163番・字向江山1256番2・1260番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第768号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成22年7月30日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成22年7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|---|------|--|-------------------|--|--------------|------|
| 一般国道 | 266号 | 上天草市姫戸町姫浦字永目 3945番2地先から 同市姫戸町姫浦字濱田 4080番1地先まで | 前 | 7.0 ～ 36.4 | 112.4 | 旧道移管 |
| | | | | 14.0 ～ 17.8 | 163.1 | |
| | | | 後 | 14.0 ～ 17.8 | 163.1 | |
| | | | | 上天草市姫戸町姫浦字田ノ水 4324番1地先から 同市姫戸町姫浦字北ノ迫 4498番5地先まで | 前 | |
| | | 12.0 ～ 42.4 | 509.7 | | | |
| | | 後 | 12.0 ～ 42.4 | 509.7 | | |
| 上天草市姫戸町姫浦字辻 5124番1地先から 同市姫戸町姫浦字長瀬 | 前 | 5.8 ～ 30.0 | 1,015.5 | | | |
| | | | | | | |

| | | | |
|--|------------|------------------------|-------|
| | 5601番1地先まで | 11.0 ～ 58.0 | 857.4 |
| | | 後 11.0 ～ 58.0 | 857.4 |

2 区域を変更する期日 平成22年7月30日

熊本県告示第769号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年7月30日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------------|--|--------------|---------------------------|
| 主要地方道 | 芦北坂本線 | 葦北郡芦北町大字宮浦字宮ノ前 15番4地先から 同町大字宮浦字小ヶ倉 192番2地先まで | 790.0 | 地基創 改（新 道） |
| 一般県道 | 小鶴原女木 線 | 八代市坂本町深水い字松ノ平 387番2地先から 同市坂本町西部は字松ノ平 10番1地先まで | 80.0 | 単防災 （自） （法面 保護工） |

2 供用を開始する期日 平成22年7月30日

公 告

熊本県公告第435号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年7月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
本渡都市計画市場（第1号 本渡魚市場）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第436号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営島田地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年7月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営島田地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年8月2日から平成22年8月27日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第437号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字古閑原3492番の一部、同3494番1の一部及び同3497番1の一部
201.88平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市国府二丁目6番17号コートハウス国府202号
赤峰 光希

熊本県公告第438号

公募により企画提案を募集し、審査委員会でその内容を審査し、相手方を決定する方式（企画コンペ方式）で受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成22年7月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 業務の概要
 - (1) 業務名
卸売市場に関するアンケート調査等業務
 - (2) 業務内容
ア 卸売市場関係団体等へのアンケート調査に関する業務
イ その他統計資料に基づくデータ整理業務
- 2 委託期間
契約締結日から平成22年12月28日（火）までを予定している。
- 3 企画コンペの参加資格
企画コンペに参加する者は、次に掲げる（1）又は（2）のいずれかを満たしていること。
 - (1) 民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする企業等、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある企業等を除く。
 - (2) 「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）」により、営業種目「調査業務」に登録された者であること。
- 4 企画提案書の提出
 - (1) 提出期限
平成22年8月13日（金）午後5時まで
 - (2) 提出先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県農林水産部 団体支援総室 総務・共済市場班
 - (3) その他
企画提案書を提出する意向がある者は、その旨を8月6日（金）までに電話又はFAXで連絡すること。
- 5 受託者の選定方法
審査委員会で企画提案書のヒアリング及び次の項目について審査を行い、受託者を選定する。
 - (1) 業務遂行計画について
 - (2) 調査員の雇用計画について
 - (3) 事業費の見積りについて
- 6 企画コンペ会場の場所及び日時
平成22年8月19日（木）午前9時
熊本県庁本館903会議室（9階）
*1提案者当たり、説明30分以内、ヒアリング30分以内。
*企画提案書提出者数により、日時及び場所は変更となることがある。
- 7 関係書類配付の方法
 - (1) 印刷物での配付
「卸売市場に関するアンケート調査等業務に係る企画提案募集要項」（以下「募集要項」という。）、「卸売市場に関するアンケート調査等業務企画コンペ仕様書」（以下「仕様書」という。）は、熊本県農林水産部団体支援総室において配付する。配布を希望する場合は、9の問い合わせ先まで事前に連絡すること。
 - (2) 電子ファイルでの配布
熊本県ホームページ（団体支援総室）からダウンロードすることができる。
 - (3) その他
FAX、電子メールでの配付は行わない。
- 8 その他
詳細については、募集要項及び仕様書による。
- 9 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県農林水産部 団体支援総室 総務・共済市場班 (担当 田中、後藤、坂本)
 電話 096-333-2372
 FAX 096-381-8515

熊本県公告第439号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成22年7月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 (%) | その他の規格 | 生産業者の氏名又は名称及び住所 | 有効期限 |
|------------|---------|-----------|--|-------------------------------------|-------------------------------|------------|
| 熊本県肥第1415号 | 配合肥料 | PKブラック | 窒素全量：1.5 りん酸全量：6.3 内く溶性りん酸：5.5 加里全量：5.6 内水溶性加里：3.0 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり | 西日本殖産有限会社 熊本県八代市松崎町159番地1 | 平成25年7月17日 |
| 熊本県肥第1322号 | 魚かす粉末 | 魚かす粉末1号 | 窒素全量：6.5 りん酸全量：7.0 | 該当なし | 清水正廣 熊本県天草市牛深町3338番地1 | 平成28年7月24日 |
| 熊本県肥第1358号 | 消石灰 | 苦土石灰3号 | アルカリ分：65.0 可溶性苦土：10.0 | 該当なし | 白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町4丁目78番地 | 平成28年7月24日 |
| 熊本県肥第1400号 | 混合有機質肥料 | 混合有機質肥料2号 | 窒素全量：6.0 りん酸全量：6.0 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり | 大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡1159番地3 | 平成25年7月27日 |
| 熊本県肥第1382号 | 魚かす粉末 | 魚かす粉末76 | 窒素全量：7.0 りん酸全量：6.0 | 該当なし | 大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡1159番地3 | 平成28年7月24日 |

登載依頼

熊本県私立学校審議会公告第1号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。

平成22年7月30日

熊本県私立学校審議会

- 開催日時
平成22年8月6日（金）
午前10時から正午まで（予定）
- 開催場所

熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室

3 議題

【諮問事項】

- (1) 高等学校関係
 - ア 文徳高等学校の収容定員に係る学則変更認可について（公開）
- (2) 幼稚園関係
 - ア 水俣ふたば幼稚園の収容定員減に係る園則変更認可について（公開）
- (3) 専修学校関係
 - ア 九州中央リハビリテーション学院の設置目的変更認可について（公開）
 - イ 熊本社会福祉専門学校の課程廃止認可について（公開）

【事前協議事項】

- (1) 高等学校関係
 - ア 城北高等学校の学科新設に係る事業計画について（公開）
- (2) 専修学校関係
 - ア 熊本保育ビジネス専門学校の設置目的変更に係る事業計画について（公開）

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県私立学校審議会事務局（熊本県総務部私学振興課初等宗教班）
（096-333-2063）

熊本県ひとり親家庭等応援事業推進委員会公告第1号

熊本県ひとり親家庭等応援事業推進委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年7月30日

熊本県ひとり親家庭等応援事業推進委員長

1 開催日時

平成22年8月3日（火）
午前9時30分から

2 開催場所

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館5階「審議会室」

3 会議内容

- (1) 「生活・子育て支援事業業務」に関する審議
- (2) 「在宅就業支援事業業務」に係る企画提案に関する審査

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付をしたうえで、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 会議の非公開

「在宅就業支援事業業務」に係る企画提案に関する審査については、熊本県情報公開条例第7条第3号の規定により、会議を公開することにより、法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開となることが考えられる。

7 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県ひとり親家庭等応援事業推進委員会事務局（熊本県健康福祉部少子化対策課ひとり親家庭福祉班）
（電話096-333-2229）